資料５

【変更箇所抜粋】

弘前市歴史的風致維持向上計画

（第２期）

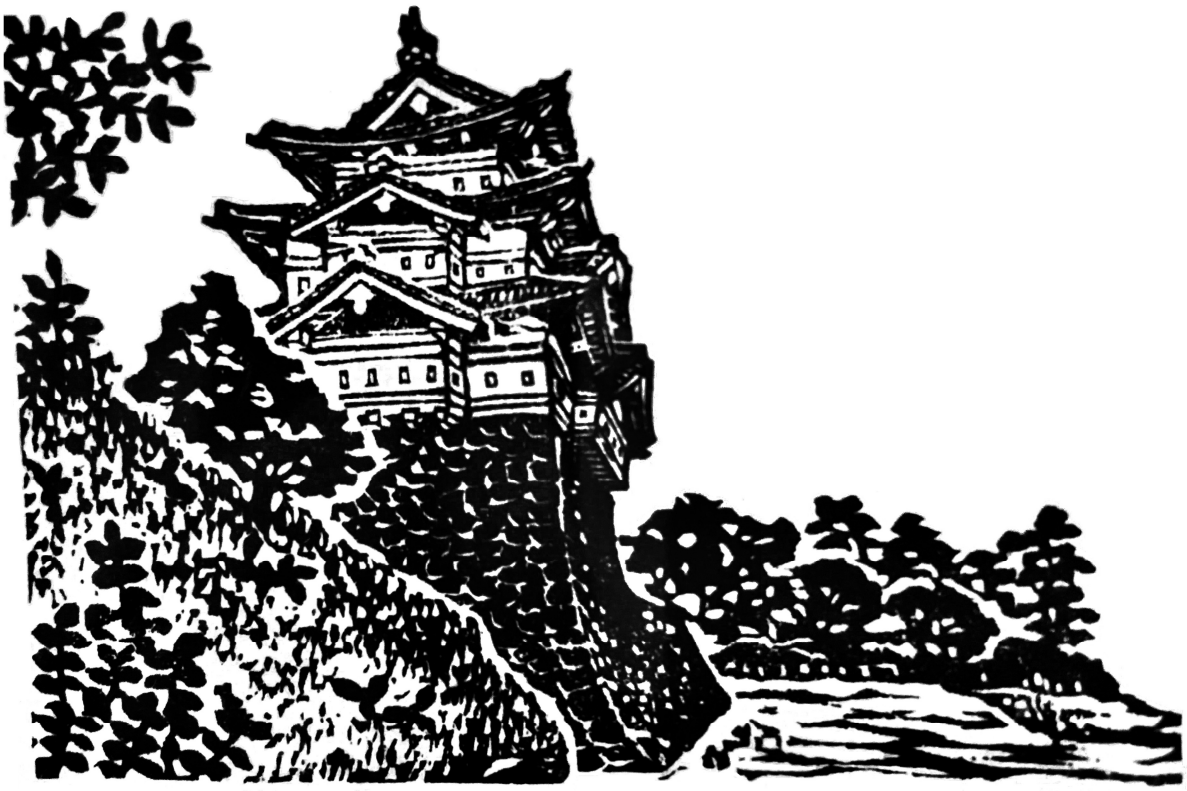

平成３１年３月策定
令和２年３月変更
令和３年３月変更
令和４年３月変更
令和５年３月変更
令和６年１１月変更
令和７年７月変更
令和８年　月変更

（２）景観計画 160
（３）屋外広告物条例 162
（４）弘前市仲町伝統的建造物群保存地区 165
（５）史跡津軽氏城跡保存管理計画 166
（６）青森県立自然公園条例 167

第５章　文化財の保存又は活用に関する事項
１．弘前市全体に関する方針 168
（１）文化財の保存・活用の現況と今後の方針 168
（２）文化財の修理（整備を含む）に関する方針 169
（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 170
（４）文化財の周辺環境に関する方針 171
（５）文化財の防災に関する方針 172
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 172
（７）埋蔵文化財（史跡含む）の取り扱いに関する方針 173
（８）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制 174
（９）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針 176
２．重点区域に関する具体的な計画 177
（１）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 177
（２）文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画 180
（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 182
（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 183
（５）文化財の防災に関する具体的な計画 184
（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 187
（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画 189
（８）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画 190

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
１．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 191
２．歴史的風致の維持向上に資する事業 194

第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針及び管理の指針となるべき事項
１．歴史的風致形成建造物の指定方針 219
２．歴史的風致形成建造物の管理方針 226

参考資料 229

（２）弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会

法定協議会である「弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置している。

【弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会委員名簿】

委員の構成	所属等	氏名
学識経験のある者	弘前大学特任教授 弘前大学教育学部講師	瀧本　壽史 大谷　伸治
重要文化財建造物等の所有者等	長勝寺住職 石場旅館当主 弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会長	須藤　龍哉 石場　創一郎 今井　二三夫
青森県の職員	青森県都市計画課長 青森県文化財保護課長	垂井　祐司 山舘　久美子
公共団体等を代表する者	(協)弘前文化財建築研究所 (公社)弘前観光コンベンション協会 (一財)弘前市みどりの協会	蒔苗　俊規 小笠原　清寿 小林　勝
市の職員	弘前市都市整備部長 弘前市教育部長	小山内　孝紀 森岡　欽吾

令和８年（2026）２月現在

【第２期計画】

日　付	項目（会議名など）	主な内容など
平成 30 年（2018）6 月 28 日	関係課長会議	
平成 30 年（2018）12 月 7 日	弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会	
平成 30 年（2018）12 月 5 日～平成 31 年（2019）1 月 4 日	パブリックコメント	
平成 31 年（2019）2 月 6 日	市政推進会議	
平成 31 年（2019）2 月 14 日	文化財審議委員会議	
平成 31 年（2019）2 月 26 日	歴史まちづくり計画の認定申請	
平成 31 年（2019）3 月 26 日	歴史まちづくり計画の認定	
令和 2 年（2020）4 月　1 日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和 3 年（2021）3 月 31 日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和 4 年（2022）3 月 10 日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和 5 年（2023）3 月 3 日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第 1 回 変更申請
令和 5 年（2023）3 月 30 日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第 1 回 変更認定
令和 6 年（2024）11 月 19 日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和 7 年（2025）7 月 31 日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
令和 8 年（2026）　月　日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	

(5)現代

1　終戦による師団の解体と学都としての歩み

第二次世界大戦後の我が国では、ＧＨＱの指令と新憲法の制定を受け、軍事施設の解体が進められた。弘前では、軍事施設及び軍事施設跡地の多くが学校施設に利用された。

被服倉庫は、弘前市立商業学校（現・県立弘前実業高校）の移転の際に一時使用され、弘前偕行社（かいこうしゃ）は弘前女子厚生学院（後の弘前厚生学院）に払い下げられ、野砲（やほう）兵第八連隊の旧兵舎は私立柴田女子高校（現・柴田学園高校）の校舎として一部使用された。

野砲兵第八連隊の敷地規模は約 16 万㎡で、兵舎、倉庫、砲舎、厩舎（きゅうしゃ）など、28 棟以上の施設が配置されていた[17]。これらの施設は、学校施設や病院施設として使用されていたが、そのほとんどが取り壊され、わずかに現存している建物としては、厩舎が弘前の新しい工芸品・ブナコの工場として現在も使用されている。

野砲兵第八連隊

第八師団司令部は、終戦後、国立弘前大学農学部が内部を改造して使用した（昭和 42 年（1967）に解体）。

追手門前の旧第八師団長官舎は、戦後進駐軍（しんちゅうぐん）の軍政官官舎として使用され、昭和 26 年（1951）に市が大蔵省（おおくら）から払い下げを受けた。瓦葺（かわらぶ）きの屋根、玄関前の切妻破風（きりづまはふ）[18]などは、建築当時のまま保たれている。

旧第八師団長官舎

戦後の弘前市では、いち早く高校や大学など高等教育機関が開校していき、現在は、国立大学法人弘前大学を始めとして 4 大学、2 短期大学、9 の高等学校を有する学都として生まれ変わったが、これは、終戦により主を失った軍用地や施設が主に学校用地や施設として、活用することができたからとも言える。

17　『弘前市地図』1909 北辰社

18　切妻部分にできる三角形の造形のこと。建物の短辺側、あるいは屋根の棟と直角である面を「妻」という。建物の「妻」側から出入りするものを妻入りという。

【岩木山の登拝行事】（重要無形民俗文化財）

岩木山の登拝行事は、「お山参詣」と通称される、津軽一円から集団で岩木山を目指す登拝行事である。各集落から集団で、御幣（ごへい）・幟（のぼり）を立てて、登山囃子にあわせて、唱え言をうたいながら徒歩で岩木山神社に集まる。登拝者は夜中に出発して、山頂の奥宮に御幣・お神酒を奉納し、御来迎を拝む。収穫感謝や生業の無事を祈り、家内安全を岩木山に願う、地域的特色のある行事である。

岩木山の登拝行事

【津軽の七日堂祭（なのかどうさい）】

（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財・県無形民俗文化財）

農作物の作柄や天候を占う年初めの行事で、柳の枝や、牛王宝印（ごおうほういん）を用いた作占いや豊作祈願などを行う。全国的に見られる年の初めや小正月にその年の作柄や天候を占う行事の一つであるが、津軽地方では伝承例の少ない行事であり、「御柳（おんやなぎ）」や「臼鍋餅（うすなべもち）」などの特色ある儀礼も見られるものである。弘前市内では、旧暦１月７日に岩木山神社、旧暦１月 29 日に鬼沢地区の鬼神社で行われている。

津軽の七日堂祭

【大森勝山（おおもりかつやま）遺跡】（史跡）

大森勝山遺跡は、岩木山北東麓の標高 140ｍ前後の台地上に立地する、縄文時代晩期初頭から中葉（約 3000 年前）の環状列石と大型の竪穴建物跡などを主体とする遺跡である。北東北周辺では縄文時代後期前葉（約 4000 年前）に大型の環状列石が盛行するが、より新しい晩期に属する大森勝山遺跡の環状列石は全国的にも希少な事例であり、また、当該期の環状列石として全容が明確な唯一の事例としても貴重である。

大森勝山遺跡

令和３年（2021）７月に世界文化遺産となった「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である。

【瑞楽園（ずいらくえん）】（名勝）

「大石武学流（おおいしぶがくりゅう）」は、近代に入ってから津軽地方を風靡した、庭園の流派であり、その代表ともいえる弘前市宮

瑞楽園

（5）指定等文化財以外の文化財

当市には文化財には指定されていないものの、歴史と文化が息づく情緒豊かな建物が数多くある。これら当市の風情を醸し出している古い建物を「趣のある建物」として 36 件指定し、市民や観光客に発信している。

【御料理なる海】

天保 4 年（1833）建築。質屋として建築された蔵は、明治時代には銀行の金庫蔵として活用され、現在では 1 階は懐石料理店として営業している。

つぼた文庫
（御料理なる海）

【津軽藩ねぷた村（蔵）】

慶応元年（1865）、藩の米蔵として建てられ、後に小学校の校舎や味噌蔵としても活用された土蔵は、現在では津軽塗やこぎん刺し、弘前こけし、津軽焼、津軽凧など弘前の民工芸品の工房として活用されている。

津軽藩ねぷた村（蔵）

【平野（ひらの）】

大正期建築。土淵川沿いにたたずむ門構えが目を引く建物。大正時代に民家として建てられた建物であり、昭和 30 年（1955）から割烹として営業されていたが、令和 7 年に閉店した。

平野

【弘前銘醸煉瓦倉庫】

大正 7 年（1918）酒蔵として建築された赤煉瓦倉庫で、当初あった 8 棟のうち 4 棟は今なお倉庫として使用されている。春には隣接する弘前大学の桜並木と美しいコントラストを見せる。

弘前銘醸煉瓦倉庫

【重要文化財(建造物)】

地図対照番号	名　　称　　等	所　在　地
1	弘前八幡宮　本殿	八幡町一丁目
2	唐門	
3	熊野奥照神社本殿	田町四丁目
4	石場家住宅	亀甲町
5	革秀寺本堂	藤代一丁目
6	津軽為信霊展	
7	誓願時山門	新町
8	東照宮本殿	笹森町
9	弘前城天守	下白銀町
10	二の丸辰巳櫓	
11	二の丸未申櫓	
12	二の丸丑寅櫓	
13	二の丸南門	
14	二の丸東門	
15	三の丸追手門	
16	北の廓北門（亀甲門）	
17	三の丸東門	
18	旧第五十九銀行本店本館	元長町
19	長勝寺　三門	西茂森一丁目
20	御影堂	
21	本堂	
22	庫裏	
23	津軽家霊展　5棟	
24	最勝院五重塔	銅屋町
25	旧弘前偕行社	御幸町
26	弘前学院外人宣教師館	稔町
27	岩木山神社　楼門	百沢字寺沢
28	拝殿	
29	本殿	
30	奥門	
31	瑞垣	
32	中門	
33	高照神社　本殿	高岡字神馬野
34	中門	
35	西軒廊	
36	東軒廊	
37	拝殿及び幣殿	
38	随神殿	
39	廟所拝殿	
40	廟所門	
41	津軽信政公墓	
42	旧弘前藩諸士住宅	若党町
43	木村産業研究所	在府町

＜配置図（次ページ）対象図＞

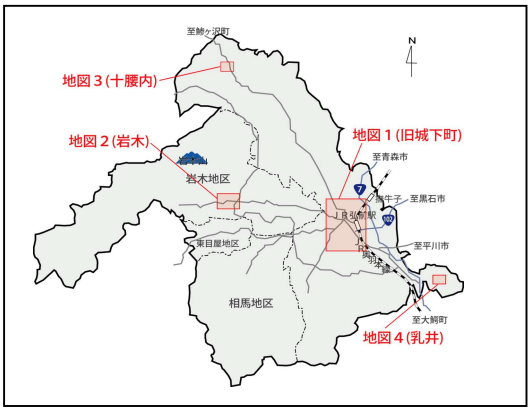

【県の指定文化財（建造物)】

地図対照番号	名　　称　　等	所　在　地
1	旧伊東家住宅	若党町
2	旧岩田家住宅	若党町
3	日本基督教団弘前教会教会送堂	元寺町
4	旧弘前市立図書館	下白銀町
5	旧東奥義塾外人教師館	下白銀町
6	熊野宮本殿	茜町一丁目
7	三尊仏及びその厨子堂	西茂森一丁目
8	久祥院殿位牌堂	西茂森一丁目
9	日本聖公会弘前昇天教会教会堂	山道町
10	旧青森県尋常中学校本館	新寺町
11	袋宮寺本堂	新寺町
12	報恩寺本堂	新寺町
13	円明寺本堂	新寺町
14	本行寺護国堂	新寺町
15	巌鬼山神社本殿	十腰内字猿沢
16	岩木山神社社務所	百沢字寺沢
17	乳井神社の五輪塔	乳井
18	旧石戸谷家住宅	川合字岡本

【市の指定文化財（建造物)】

地図対照番号	名　　称　　等	所　在　地
1	揚亀園　揚亀庵	亀甲町
2	旧青森銀行津軽支店	百石町
3	黒門	西茂森一丁目
4	栄螺堂	西茂森一丁目
5	旧小山内家住宅	清水富田
6	旧藤田家住宅（太宰治学生時代の下宿）	御幸町
7	乳井神社社殿（旧毘沙門堂）	乳井
8	藤原信政公霊所（瑞垣・木柵・山門）	高岡字神馬野
9	高照神社　文庫	高岡字神馬野
10	高照神社　神饌殿	
11	平川家住宅	
12	普門院本堂	西茂森二丁目

【登録有形文化財（建造物)】

地図対照番号	名　　称　　等	所　在　地
1	旧第八師団長官舎	上白銀町
2	旧藤田家別邸　洋館	上白銀町
3	和館	
4	倉庫（匠館(旧考古館)）	
5	冠木門及び両袖番屋	
6	旧弘前無尽社屋（三上ビル）	元寺町
7	旧制弘前高等学校外国人教師館	文京町
8	石場旅館	元寺町
9	乳井神社社殿（旧毘沙門堂）	
9	翠明荘（旧高谷家別邸）洋館	
10	日本館	
11	奥座敷	
12	土蔵	
13	門	
14	四阿	
15	弘前市庁舎本館	上白銀町

16 最勝院　護摩堂
17　聖徳太子堂
18　文殊堂
19　庚申堂
20　薬師堂
21　五智如来堂
22　如意輪観世音菩薩堂
23　鐘楼
24　仁王門

（5）お山参詣に見る歴史的風致

1　はじめに

弘前公園から見た岩木山三峰

弘前の西にそびえ、津軽一円から信仰を集める霊峰岩木山は、津軽地方の人々にとってかけがえのないシンボルであり、古くから「お山（おやま）」や「お岩木様（おいわきさま）」と呼ばれ、親しまれてきた。

岩木山は標高 1,624m の成層火山で、山頂は三峰に分かれ、南側が鳥海山、北側が巌鬼山、中央が岩木山と名付けられているが、一般的には中央峰の名称をとって岩木山と呼んでいる。岩木山の姿は秀麗で、裾野がなだらかに広がる様子は富士山に例えられ、「津軽富士」とも呼ばれている。富士山と同じように、山そのものが御神体として崇められ、山頂には岩木山神社の奥宮が置かれている。弘前藩では、「藩の鎮守の山」として代々藩主が寄進して岩木山神社の堂塔の建立を行ったので、荘厳華麗な社殿は「奥の日光」と言われるほどになった。

旧暦 8 月朔日に五穀豊穣と家内安全の感謝と祈願を込めて山頂の奥宮へ集団で登拝する「お山参詣」は津軽地域最大の秋まつりとなっている。

お山参詣は今でも昔と変わりなく続いているが、昭和 59 年（1984）1 月にお山参詣が「岩木山の登拝行事」として重要無形民俗文化財の指定を受けたことを契機に一般向けの体験型イベント「レッツウォークお山参詣」が企画された。平成 29 年（2017）からはこれに「ONSEN ガストロノミーウォーキング」も加わり、道中弘前ならではの嶽きみ（とうもろこし）やリンゴが提供され、岩木山神社で参拝を終えたのちに温泉へ入浴するようになった。

このように、今では、一般の人々でも楽しみながら歴史あるお山参詣を体験することができるようになっている。

2　建造物

【岩木山神社　楼門・本殿　他】　（重要文化財（建造物））

由緒書によると、岩木山神社は、お山参詣の起点であり終点でもある重要な場所で、宝亀 11 年（780）に社殿を山頂に創建したのが起こりとされている。現在、山頂には奥宮が建てられていて、お山参詣の期間は御神像が奉納されている。また、延暦 19 年（800）に北麓十腰内に下居宮が建立され、現在の百沢地区に遷宮したのは寛治 5 年（1091）とされている。藩政時代には、初代藩主為信、2 代

藩主信枚、3 代藩主信義、4 代藩主信政により大造営が行われ、現在の荘厳な境内になっている。

岩木山そのものが御神体として崇められ、参道は鳥居から本殿、岩木山へ続くようにまっすぐ配置されている。

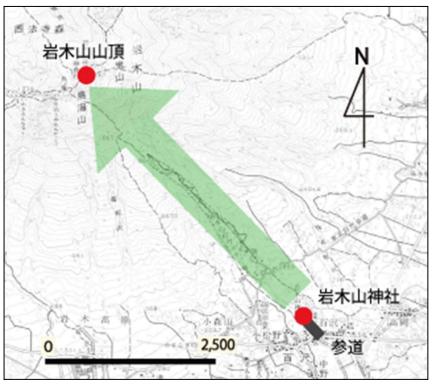

参道、岩木山神社、
岩木山山頂の配置図

楼門は寛永 5 年（1628）に建立された。5 間 3 戸の楼門で、入母屋造とち葺型銅板葺で、総高 17.85m、丹塗り一色の壮大な門となっている。

総円柱の柱は階上までの通し柱で、長勝寺三門と同時期に造られ構造手法も酷似している。参詣者が供物を捧げる拝殿は寛永 17 年（1640）に完成した壮大な五間堂で、外部を全部丹塗り、内部を弁柄塗で、千鳥破風内の彫刻や蟇股は極彩色となっている。元禄 7 年（1694）4 代藩主信政の時代に建立された本殿は全面黒漆塗で 3 間社流造の屋根正面に千鳥破風と軒唐破風をつけ、正面庇柱には昇り龍、降り龍が取り付けらるなど、絢爛豪華な造りとなっている。また、奥門、瑞垣、中門は柱や梁、桁のほかに、壁や扉などを黒漆塗りとし、随所に金箔を押し、多用されている彫刻は極彩色を施した絢爛豪華な意匠である。

岩木山神社楼門

【高照神社　本殿・中門　他】　（重要文化財（建造物））

宝永 7 年（1710）、4 代藩主信政が死去すると遺命により 5 代藩主信寿により吉川神道に基づいて高岡の地へ神葬され、正徳元年（1711）に廟所、同 2 年（1712）に社殿群を建て、社殿景観を整えた。吉川神道に基づいた東西方向に社殿が一直線に並ぶ独特の構成で、国内で唯一現存する社殿構成である。

高照神社

信政は、生前に埋葬地を高照神社の場所に定めたが、この地を選んだことについては、「死後も自ら神霊と化してこの鎮守山の裾野に座し、ここから城下部内に睨をきかさんとする配慮が働いていたに違いない。あるいはそこには、岩木山の神霊と自己とを結びつける独特の一体感覚がすでに意識されていたのかもしれ

３．歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

（１）歴史的建造物の保存・活用と観光まちづくりに関する方針

地域を代表する歴史的建造物等の適切な保全に引き続き取り組みながら、建造物の価値を広く周知し、観光資源や集いの場の創出といった利活用へと繋げる。また、民間が所有する景観重要建造物については、所有者や後継者の負担軽減による建造物の保全・活用を図るために、建物補修の費用負担の支援を行う。

このほか、地域の歴史資源の認識のさらなる向上のため、文化財に指定されていないものの、当市の風情を醸し出している古い建物として指定している「趣のある建物」をまとめたパンフレットの配布等、情報発信に取り組む。

（２）歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する方針

仲町伝統的建造物群保存地区の歴史的街並みを保全するため、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化等、社会環境の変化に対応した保存計画の見直しや、修景を行う。

また、歴史的街並みと調和するよう、道路の美装化や無電柱化を進めるとともに、弘前公園周辺の良好な景観形成及び来街者の回遊性の向上を図るために、合わせて弘前公園及び歴史的建造物に近接する広場を整備する。

（３）歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

伝統工芸の後継者育成のため、研修等による人材確保等の支援を行う。また、伝統文化や祭礼行事の継承を図るため、活動団体に対し財政支援を行う。

た施設である。

弘前藩の歴史に特化した展示を行い、弘前市の藩政時代の武家の文化や政治史を学ぶことができる。保存・活用する収蔵資料も高照神社に納められた刀剣類や古文書が主であり、これまであまり進んでいなかったそれら資料の調査・研究の進展を目指す。

また、弘前城跡の特徴や価値などを説明する施設がこれまでなかったことから、平成 21 年（2009）度に策定した『史跡弘前城跡整備計画』に基づき、弘前城二の丸に弘前城情報館を整備し、平成 30 年（2018）4 月に開館した。これは二の丸南域の価値の顕在化を図るため、二の丸南域に所在していた馬場跡や御宝蔵などの施設の顕在化のための整備とともに行われるものであり、弘前城跡の歴史や城内の重要文化財指定を受けている建造物、そして城下の発展などを学ぶことができる施設である。

史跡津軽氏城跡堀越城（ほりこしじょう）跡については、平成 23 年（2011）度策定の基本計画に基づいて平成 24 年（2012）度から整備を進めており、令和 2 年度から全面公開を開始した。併せて、移築復原した市の指定文化財の旧石戸谷家住宅を農家住宅として展示するとともに堀越城の変遷と特徴を学ぶことができるガイダンス施設として活用している。

新たに施設を整備したことで、弘前の通史を学ぶ場、堀越城跡を学ぶ場、藩政時代の様子を学ぶ場、そして弘前城跡を学ぶ場が整備された。これらの施設をめぐることで、総合的に弘前市の歴史的風致について学ぶことが可能となった。

また、弘前市の歴史を構成する重要な時代である縄文時代等の先史時代を学ぶ場として、史跡である大森勝山遺跡のガイダンス施設が令和 7 年度に整備完了する。

今後は、これらの施設の相互の連携と古文書等を所蔵する市立弘前図書館等との連携による積極的な文化財の公開活用を進めていく。

（4）文化財の周辺環境に関する方針

弘前城跡周辺は、文化財を含む歴史的建造物が集中して存在しており、弘前の歴史的風致の中核を形成している。現在、弘前市は「弘前市景観計画」を平成 24 年（2012）に策定し、弘前城跡周辺を重点区域として文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

ある。津軽氏城跡は、市内では堀越城跡と弘前城跡が所在し、弘前城跡は弘前城と長勝寺構（ちょうしょうじがまえ）、新寺構（しんてらがまえ）の 3 ヶ所で構成されている。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保存を基本にやむを得ず遺跡内で開発が計画された場合は、文化財保護法等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。

また出土遺物については、青森県教育委員会が定める「出土品の取扱基準」により適正に保管・管理及び活用する。

史跡の取り扱いは、国指定の場合は文化財保護法、県指定（現在指定なし）の場合は青森県文化財保護条例、市指定の場合は弘前市文化財保護条例などに基づき、適正な保護を図る。

中でも史跡津軽氏城跡は、『史跡津軽氏城跡整備計画』に基づき、文化庁並びに青森県教育委員会と連携して史跡の保存・整備・活用を図る。

（8）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

弘前市における文化財の保存・活用に関する体制は、教育委員会内の文化財課が主に担当している。また、文化財の保存と展示については、市立博物館、高岡の森弘前藩歴史館等が担当している。なお、文化財課は、15 人で構成し、内、埋蔵文化財の専門職が 2 人所属している。市立博物館は、8 人で構成し、内、学芸員が 4 人所属している。高岡の森弘前藩歴史館は、6 人で構成し、内、学芸員が 2 人所属している。他に、都市整備部公園緑地課弘前城整備活用推進室に、埋蔵文化財専門職が 2 人所属している。各事業に伴う専門的な事項への担保については、表のとおり、弘前市文化財審議委員など各種審議会や委員会を設置し、助言・指導を受け進めている。

また、庁内の体制としても弘前城跡については、市長部局の公園緑地課が所管し、文化財課と連携して進めており、全庁的に関係部局が相互に補完しながら、文化財の保存・活用を行っていく。

【審議会・委員会の設置状況】

名称	委員数	専門分野別人数	根拠法令等
弘前市文化財審議委員	10	歴史(2)考古(1)美術(3)自然(1)建築(2)民俗(1)	弘前市文化財保護条例
弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会	10	歴史(1)建築(1)地域住民(5)関係行政(3)	弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例
史跡大森勝山遺跡整備指導委員会	5	史跡整備(2)考古(1)自然(1)地域住民(1)	弘前市附属機関設置条例
弘前城跡本丸石垣修理委員会	9	石垣(1)歴史(2)城郭(2)考古(2)土木工学(1)建築(1)	弘前市附属機関設置条例
弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会	5	石垣(1)考古学(2)地質学(1)歴史学(1)	弘前市附属機関設置条例
弘前城跡整備指導委員会	8	考古(1)城郭(1)歴史(2)建築(2)観光(1)防災(1)	弘前市附属機関設置条例

（９）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

弘前市には、文化財の保存・活用に関わっている住民、ＮＰＯ法人等各種団体として、文化財の所有者（保持者）などによって組織された団体がある。

重要文化財（建造物）の適正な維持管理を目的として、重要文化財の所有者又は管理者によって重要文化財所有者連絡協議会が組織され、教育委員会の文化財課が事務局として文化財所有者の情報交換や各研修のコーディネートを行っている。今後も文化財の適正な維持管理のため、情報の共有や研修の企画などを協議会と共同で計画していく。

また、仲町伝統的建造物群保存地区では、地区住民が弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会を組織し、住民の立場から街並みの維持管理と保存に努めている。近年、保存会の会員の減少及び高齢化、さらには地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどから、街並みの保全に関わる人材が減少してきている。このことから、今後、街並み保存に関わる人材の育成を保存会と共同で計画していく。

また、後世に歴史的文化遺産と伝統技術等を継承することを目的として、各文化財の専門家により一般社団法人弘前文化財保存技術協会が組織され、文化財の調査研究及び技術の研究など行っている。今後も一般の方々への公開講座や技術の研究などを協会と共同で計画していく。

さらに、有志らで組織されている弘前縄文の会や、地域・民間・行政で組織されている史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議が、体験イベントの実施を通じて縄文文化の普及啓発に取り組んでいる。また、大森勝山縄文遺跡ガイドの会が大森勝山遺跡来訪者へのボランティアガイドを行い、遺跡の魅力発信に取り組んでいる。

各地域の民俗芸能や伝統行事を保存・伝承している団体は、地域社会の高齢化等により後継者不足の問題に直面しているが、用具確保のための補助制度や、活動への支援等を通じて後継者の確保を図っていく。

ⅱ）伝統的建造物群

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、昭和 53 年（1978）の重要伝統的建造物群保存地区としての選定から 40 年以上が経過し、自家用車の普及などによって住民の生活様式が大きく変化している。このような状況の中、景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成を図るため、保存活用計画の見直しを行う必要性が生じたところである。

「景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成」を目標に、令和 3 年 3 月付けで見直しを行い、これまで価値づけがなされていなかった、庭や樹木の保存や修理・修景基準の見直し等を行った。

ⅲ）有形文化財（建造物）

指定文化財を含む歴史的建造物は、弘前城の 9 棟、武家住宅 4 棟（旧弘前藩諸士住宅・旧岩田家住宅・旧伊東家住宅・旧梅田家住宅）のほか旧第五十九銀行本店本館や旧弘前市立図書館などの洋風建築も広く一般公開している。また、日常とは異なる歴史を感じられる空間として、旧第八師団長官舎などの登録有形文化財を喫茶店として活用している。今後は、各建造物の特性や立地条件等を考慮し、さらなる地域活性化に寄与する活用方法を検討する。特に、旧第五十九銀行本店本館は、平成 30 年（2018）4 月に弘前市の所有となったことから、隣接する毎年 200 万人の入込数のある弘前城跡から中心市街地に観光客等を誘導するなどの、まち歩きの拠点としての活用が期待されている。保存活用計画の策定を通じて、適正な保存を行いつつ、観光拠点としての活用方法を検討していく。

文化財の所有者は、市のほか、宗教法人、学校法人及び個人となっている。所有者の意向や財政的負担などといった現状を踏まえながら協議を重ね、有効な活用方法を今後も検討していく。

ⅳ）美術工芸品

美術工芸品は博物館等で展示・公開されることが多く、市民や観光客の目に触れる機会も多い。

絵画や彫刻は現在老朽化や破損が見受けられるが、刀以外は修理履歴がないため、専門家等に調査や修理を依頼するなど、今後、適正な保存に努める。

市では、修理が終わった美術工芸品などについては所有者と協議の上、積極的に公開をするよう働きかけていく。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

ｉ）有形文化財（建造物）

【消防計画の作成】

指定文化財管理者に防火管理を実施するための「消防計画」の策定とともに、防火管理上必要な業務の実施を指導する。また、火災予防のために、重要文化財を始めとした指定文化財について火気厳禁等の標示の設置を指導していく。

火気・可燃物の安全管理や消火体制の整備、訓練等については、地域の協力や消防機関の指導を受けながら実施する。

文化庁・消防庁が位置付けている１月 26 日の文化財防火デーにあわせ、毎年市内の指定文化財建造物において防災訓練を行っており、今後も継続する。

文化財防火デーの様子

【防災設備】

防災設備を充実させるとともに、保守管理の体制を整える。重要文化財（建造物）は、国庫補助事業により昭和 40 年（1965）代に自動火災警報設備を、昭和 50 年（1975）代に消火栓設備と避雷針設備を設置している。設置して 30 年前後経過したことを受け、平成 26 年（2014）度までに弘前城を除き配管やポンプの改修（更新）を実施した。

今後は、石垣修理事業に伴い移設した天守の保存修理後に弘前城跡の消防設備の改修を図る。また、旧第五十九銀行本店本館が市所有となったことに伴い、旧第五十九銀行本店本館の敷地内に新たに貯水槽・消火栓ユニットポンプ・自動火災報知設備受信盤等を設置した。さらに、耐震診断を実施しており、災害への対応を引き続き継続していく。県・市の指定建造物は自動火災報知設備を設置し、保守点検を定期的に実施していることから、今後も継続して実施していく。

【保守管理計画】

消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても同法に準じた点検を実施する。

毎年 11 月１日～7 日の１週間は文化財火災予防週間と位置づけられていることから、市内の文化財指定物件の消防設備と消防体制について関係機関の協力のもと点検しているが、今後も継続していく。

重要文化財の防災設備保守点検は、国の補助制度である指定文化管理事業を活

（１）歴史的建造物の保存・活用に関する事業

１．弘前城本丸石垣整備事業
２．鷹揚公園整備事業
３．旧第五十九銀行本店本館整備事業
４．吉野町緑地周辺整備事業
５．旧藤田家別邸保存修理事業
６．景観重要建造物等保存・改修費助成事業
７．趣のある建物情報発信事業
８．最勝院境内景観及び受入環境整備事業
９．景観重要建造物指定候補建造物調査事業

（２）歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業

１０．弘前市仲町（なかちょう）伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業
１１．弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業
１２．伝統的建造物群保存地区地方道改修事業
１３．大久保堰（おおくぼぜき）安全柵改修事業
１４．市民中央広場拡張整備事業
１５．主要地方道弘前岳鯵ヶ沢（だけあじがさわ）線整備事業
１６．追手門（おうてもん）広場改修事業
１７．松並木保存管理事業
１８．歩道改修事業
１９．景観阻害建造物等除却費助成事業
２０．趣のある風景情報発信事業

（３）歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

２１．津軽塗（つがるぬり）後継者育成研修事業
２２．津軽塗技術保存伝承事業
２３．弘前市民俗文化財用具修理事業
２４．レッツウォークお山参詣（やまさんけい）開催

重点区域における事業位置図

事業名称	6 景観重要建造物等保存･改修費助成事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業 〔平成 24 年度～平成 25 年度、令和元年度～令和 10 年度〕 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 〔平成 26 年度～令和 10 年度〕 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 〔令和 8 年度～令和 10 年度〕
事業期間	平成 24 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市全域
事業概要	歴史的建造物の多くは良好な景観を形成しているものの老朽化や消失が著しいため、建物の維持･保存または利活用に向けた改修に係る経費の一部を助成する。 **補修が必要となっている建造物** **【三上ビル】** 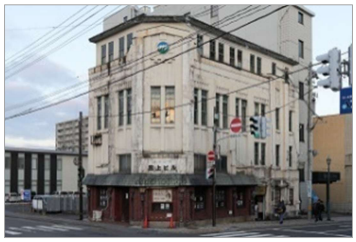 **【石場旅館】** **【開雲堂】** **【翠明荘】**
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景観重要建造物など歴史的建造物の修景を行うことにより街並みが保全され、弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	7 趣のある建物情報発信事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業 〔平成 20 年度～平成 23 年度、平成 31 年度～令和 7 年度〕 社会資本整備総合交付金（都市公園事業） 〔平成 24 年度～平成 25 年度〕 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 〔平成 26 年度～令和 7 年度〕 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 〔令和 8 年度～令和 10 年度〕
事業期間	平成 20 年度～令和 10 年度
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	文化財の指定を受けていない古い建物を「趣のある建物」として指定し、市民や観光客に情報発信する。 【パンフレット】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市独自指定の趣のある建物のパンフレットを作成し市民や観光客に情報発信することにより、城下町の奥深さを体感してもらうとともによりよい街並み景観の形成を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	８ 最勝院境内景観及び受入環境整備事業
事業主体	民間事業者
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業〔令和８年度〕
事業期間	令和８年度
事業位置	弘前市大字銅屋町地内
事業概要	重要文化財「最勝院五重塔」に加え、令和７年に歴史的景観に寄与したとして境内の建造物9棟が国の登録有形文化財に指定され、境内全体の文化的価値が高まったことから、それに見合うよう外観の修景や歩行空間の環境整備等を行い、観光資源の高質化を図る。 護摩堂階段の美装化 歩行空間整備 （床板を統一して張替） 【本堂、護摩堂渡り廊下の修景】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	さくらまつりやねぷたまつりのほか、初詣や宵宮など毎年多くの参拝者が集まる最勝院の境内の美装化や歩行空間の整備をすることで、観光資源としての受入環境が良化し、観光客の満足度向上が見込まれることから、宵宮に見る弘前市の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	9 景観重要建造物指定候補建造物調査事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 〔平成 27 年度～平成 30 年度、平成 31 年度～令和7年度〕 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業〔令和 8 年度～〕
事業期間	平成 27 年度～令和 10 年度
事業位置	重点区域内
事業概要	景観法の規定に基づき、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の景観形成に寄与している可能性が高い建造物について、景観重要建造物として指定するにあたり、事前に建物の構造や沿革などの詳細について調査するもの。 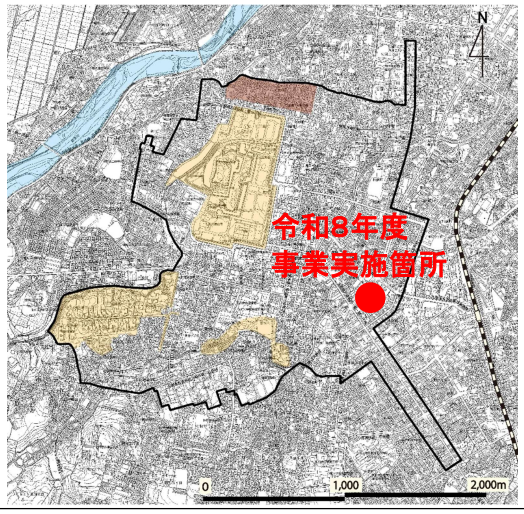 令和8年度調査対象 スペース・デネガ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	建造物の特徴・価値が明確になることで、オリジナルを尊重した改修が可能となり良好な景観の保全が図られることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

（2）歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業

事業名称	10　弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業
事業主体	弘前市
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業（調査） 〔平成 30 年度～令和元年度〕 市単独事業〔令和 2 年度〕
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度
事業位置	弘前市大字若党町他　地内 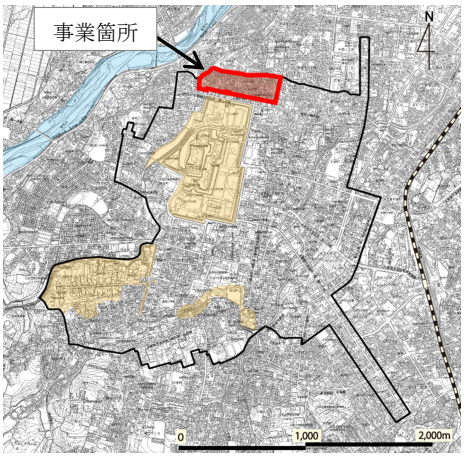
事業概要	昭和 53 年(1978)に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、歴史的価値の保全と良好な景観形成のための保存計画を定め、以来、保存地区内における建築物の増改築や土地の造成などの現状変更行為に対し規制を行っている。 しかし地区住民の高齢化や空き家・空地の増加など様々な社会情勢の変化に伴い、保存地区としての文化的価値が損なわれることが懸念されることから、保存計画の見直しを行う。 **【現在の仲町伝統的建造物群保存地区】**　**【空き家で放置された生垣】**
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統的建造物群保存地区保存計画を、現在の社会情勢に対応した内容に見直しすることにより、建造物や街並み景観の保全が促進され、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名称	11　弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業
事業主体	弘前市
事業手法	伝統的建造物群基盤強化事業（保存修理） 〔平成 18 年度～平成 30 年度〕 市単独事業〔平成 31 年度～令和 10 年度〕
事業期間	平成 18 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市大字若党町他 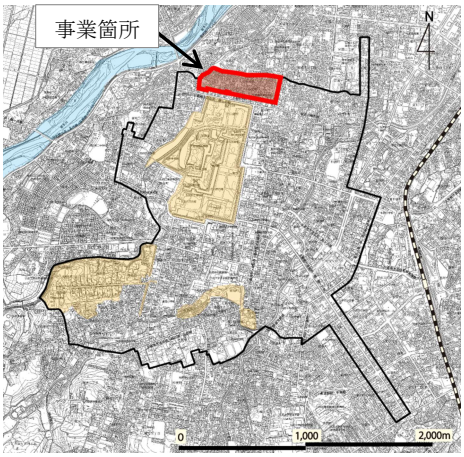
事業概要	仲町伝統的建造物群保存地区は弘前公園の北側に位置し、地区住民の協力を得ながら仲町地区武家屋敷の特徴である屋敷構、家屋、生垣等を継承している。 地区住民に対し、主屋や門、板塀、サワラ生垣の修理修景に必要な経費の一部の補助を行う。 【板塀】 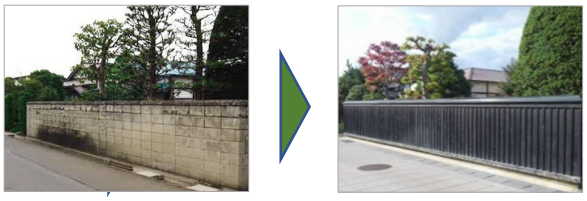 【サワラ生垣】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地区住民が取り組む景観形成に対して助成を行うことにより、建造物や街並みが保全され、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名称	12 伝統的建造物群保存地区地方道改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業〔平成 19 年度～平成 21 年度、平成 24 年度〕 防災安全交付金 〔平成 22 年度～平成 23 年度、平成 25 年度～令和 2 年度〕
事業期間	平成 19 年度～令和 2 年度
事業位置	弘前市大字若党町外　地内 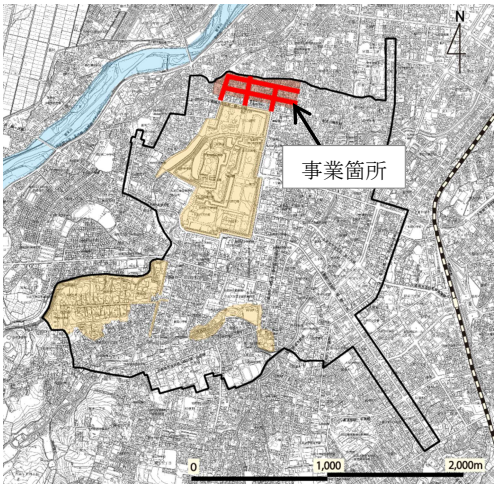
事業概要	仲町伝統的建造物群保存地区内の市道は、幅員が狭隘で電柱が輻輳していることから、車両及び歩行者の通行に支障を来たしており、冬期間においては除排雪にも苦慮している状況である。 このため、地区内の市道約 1,610mの無電柱化と開渠部の側溝整備、並びに消流雪溝の整備を行い景観に配慮した仕上げを行う。 【市道現況】　　【完成イメージ】

事業概要	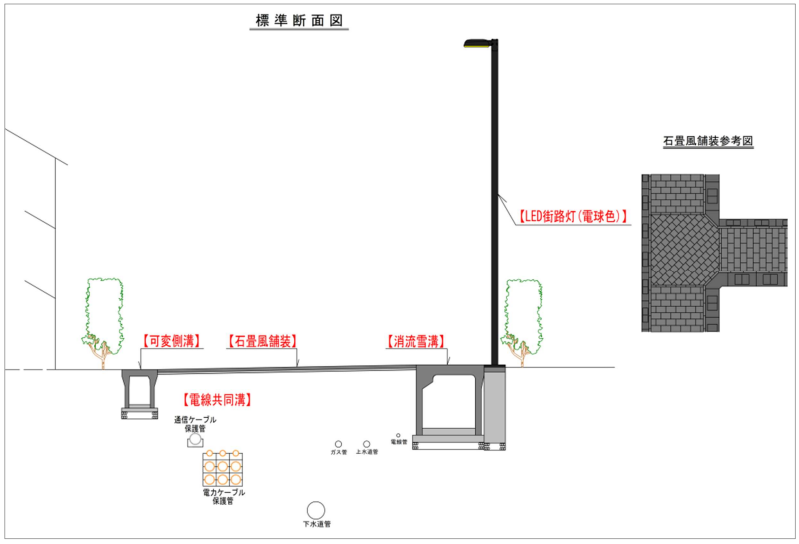
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	仲町伝統的建造物群保存地区内の市道の無電柱化と道路環境の向上、並びに消流雪溝の整備行うことにより、良好な景観形成が図られ、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名称	13 大久保堰安全柵改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和元年度
事業箇所	弘前市大字春日町、西城北一丁目地内 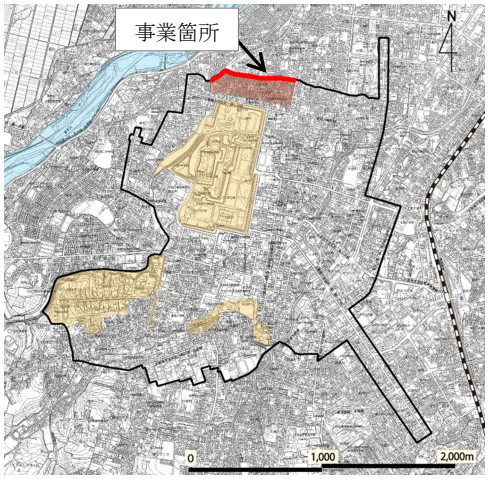
事業概要	仲町伝統的建造物群保存地区に接する大久保堰の安全柵が老朽化し、景観を阻害しており歴史的風致が損なわれているため、安全柵を景観に配慮した色への改修を助成する。 【事業箇所現況】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	仲町伝統的建造物群保存地区に接する老朽化した安全柵を景観に配慮した色で改修することにより、良好な景観形成が図られ、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名称	14　市民中央広場拡張整備事業
事業主体	弘前市
事業手法	社会資本整備総合交付金（中心市街地活性化広場公園整備事業） 〔平成 23 年度～平成 26 年度、平成 28 年度〕 市単独事業〔平成 27 年度〕 景観まちづくり刷新支援事業〔平成 29 年度～令和元年度〕
事業期間	平成 23 年度～令和 3 年度
事業位置	弘前市大字元寺町地内 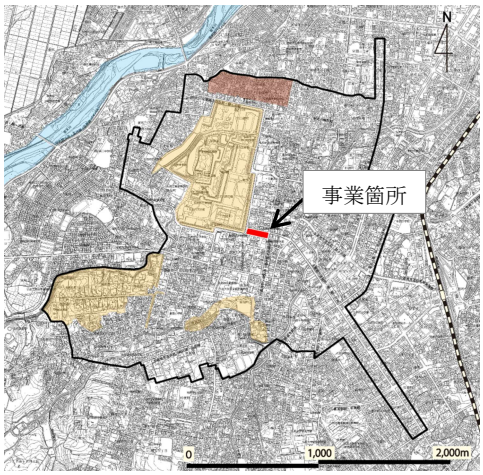
事業概要	市民中央広場は、弘前公園に近接する多目的広場で、「弘前ねぷたまつり」の時期には、ねぷた小屋が設置され、広場横からねぷたが出発する場所である。また、広場向かいには重要文化財（建造物）である旧第五十九銀行本店本館があり、それらと一体となった景観形成のため、広場の整備を行う。 【広場現状】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	弘前公園や重要文化財（建造物）である旧第五十九銀行本店本館に近接する市民中央広場を拡張整備することにより、公園周辺の良好な景観形成が図られるとともに、ねぷた小屋の設置場所になるなど、弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	15　主要地方道弘前岳鯵ヶ沢線整備事業
事業主体	青森県
事業手法	地域活力基盤創造交付金〔平成 23 年度～平成 24 年度〕 防災安全交付金〔平成 25 年度～令和 10 年度〕
事業期間	平成 23 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市大字一番町他地内 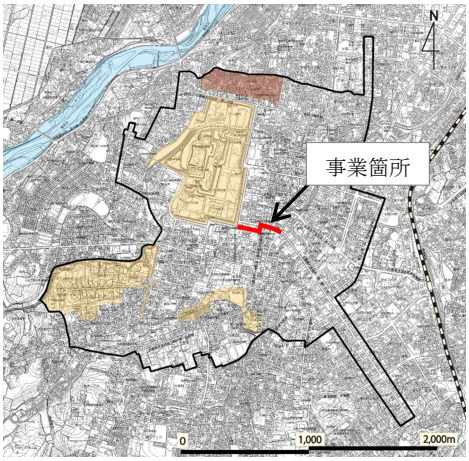
事業概要	主要地方道弘前岳鯵ヶ沢線の未無電柱化区間は、沿道には重要文化財（建造物）である旧第五十九銀行本店本館、景観重要建造物である三上ビルがあり、さらにねぷた運行ルートでもあることから、良好な景観形成を図るため電線類を地中化する。 【事業箇所現況】 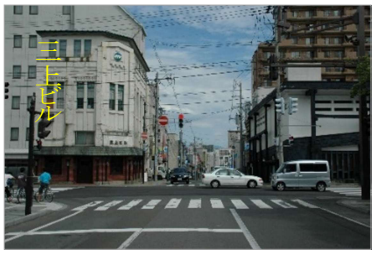
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	電線類を地中化することにより、人々の回遊性及び良好な景観の向上が図られ、弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	16　追手門広場改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市大字下白銀町地内 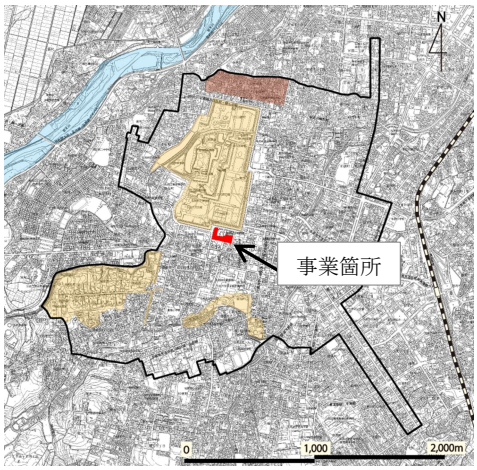
事業概要	弘前公園に隣接し、県の有形文化財（建造物）旧東奥義塾外人教師館等が配置され当市の観光・文化拠点となっている追手門広場の舗装の補修、障害者誘導ブロックの改修、ミニチュア建造物上屋及び案内板の整備等を行う。 【舗装タイル】 【ミニチュア仮設上屋】 【広場案内板】 【ミニチュア案内板】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当市の観光・文化拠点、ねぷたまつりの待機場所となっている追手門広場の舗装の改修等を行うことにより、来訪者の回遊性の向上及び歴史的建造物と一体となった良好な景観が図られ、弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	17 松並木保存管理事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 19 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市大字新法師及び百沢地内 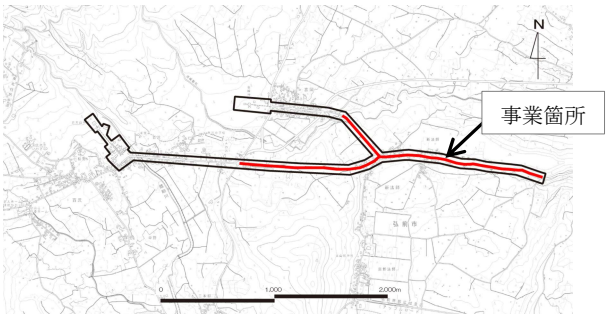
事業概要	県の記念物に指定されている百沢街道および高岡街道の松並木は岩木山神社及び高照神社の神社建築や民間信仰行事のお山参詣と一体となって、岩木お山参詣地区の歴史的風致を形成している。 この松並木の樹勢を維持させるため、松周囲及び周辺緑地の草刈と清掃、サワラ生垣の刈込、肥料の打ち込み等を行う。 【百沢街道の松並木】 【高岡街道の松並木】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	県の記念物に指定されている松並木の適切な保存管理を行うことにより、良好な景観形成が図られ、お山参詣に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	18　歩道改修事業
事業主体	弘前市
事業手法	景観まちづくり刷新支援事業〔平成 29 年度～令和元年度〕
事業期間	平成 29 年度～令和元年度
事業位置	弘前市大字上白銀町他地内 弘前市大字西茂森他地内 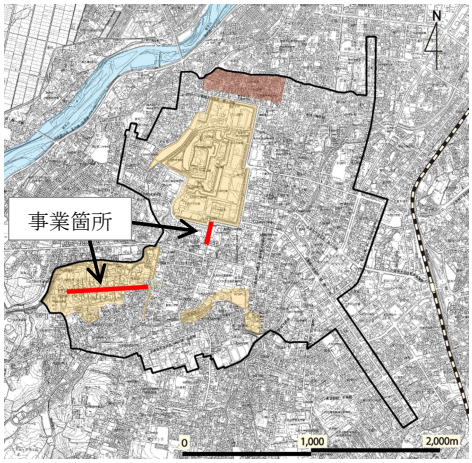
事業概要	JR弘前駅から弘前公園、禅林街を結ぶルート上においてレトロモダンな観光周遊ルートを形成するため、弘前公園の追手門に面する上銀町・新寺町線及び禅林街の歩道の美装化を行い、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成する。 イメージ 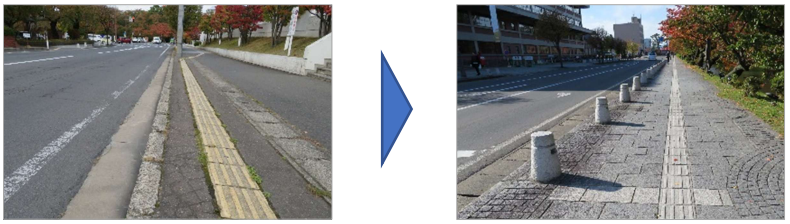
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観光周遊ルートを形成するために、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成するため、歩道の美装化により来訪者の回遊性につなげ、弘前さくらまつり及び宵宮に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	19　景観阻害建造物等除却費助成事業
事業主体	民間事業者
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業〔令和7年度〕
事業期間	令和7年度
事業位置	弘前市大字土手町地内 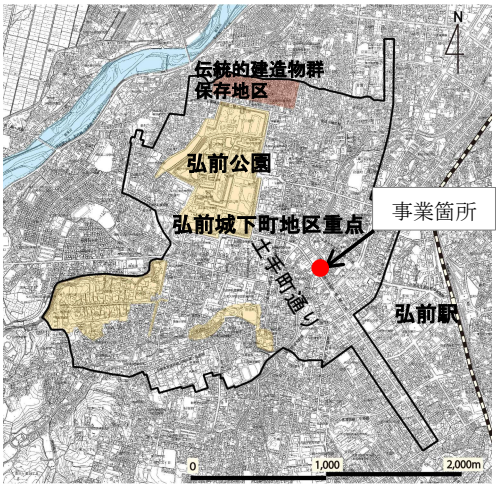
事業概要	景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の周辺景観の維持・向上を図るため、近接する老朽化した建造物等の除却に係る経費の一部を助成する。 【解体前】　【解体後】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物に近接する老朽化した建造物等を除却することにより周辺の景観が向上し、弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	20 趣のある風景情報発信事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業 〔平成 27 年度～平成 30 年度、平成 31 年度～令和 7 年度〕 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 〔令和 8 年度～令和 10 年度〕
事業期間	平成 27 年度～令和 10 年度
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	主に自然景観の魅力を体感してもらうことを目的としており、市民から応募のあった写真などから当市の優れた風景を集約した冊子を作製し、当市ならではの景観の魅力を市民や観光客に情報発信する。 【パンフレット】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	弘前市景観計画の中でイメージ付けられている当市の景観的特徴や良好な景観形成のために必要な基準である景観形成基準について、努めて守るべきモデル例として関連しており、景観の保全が図られることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

（3）歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

事業名称	21　津軽塗後継者育成研修事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 19 年度～令和 10 年度
事業位置	市全域
事業概要	津軽塗業界の高齢化に伴う後継者不足を解消するため、津軽塗を生業として目指す若者を対象に津軽塗の基礎技術を体得するための研修を行う団体に対して経費の一部を助成する。研修期間 3 年半。 【研修の様子】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	職人として独り立ちできる技術の体得支援を行うことにより、伝統工芸の後継者の確保が図られ、津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致の維持及び向上が図られる。

事業名称	22　津軽塗技術保存伝承事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成 18 年度～令和 10 年度
事業箇所	市全域
事業概要	津軽塗の重要無形文化財への指定、津軽塗技術保存会の保持団体への認定によって全国的に価値が認められる一方、その技術を継承する後継者の不足が課題となっているため、津軽塗技術保存会に対し、会員の技術の研鑽及び後継者育成を行う活動経費の一部を助成する。 【旧紺屋町消防屯所】 【漆研修の様子】 【木地研修の様子】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	高度な津軽塗の技術の研鑽及び後継者育成に必要な経費の一部を補助することにより伝統工芸の継承を図り、津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	23　無形民俗文化財用具修理事業
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和 58 年度～令和 10 年度
事業箇所	市全域
事業概要	弘前市の指定無形民俗文化財を伝承する各団体は、その母体が地区の集落単位であり、有志による運営が多いことから財政基盤が弱く、伝承活動に必要な用具の確保が困難な状況になっているため、伝承活動に必要な用具の修理や更新に係る経費の一部の補助を行う。 【松森町津軽獅子舞保存会】
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	民俗芸能にかかる用具の修理や更新に係る経費の一部を補助することにより、地域に根差した無形民俗文化財の保存継承が図られ、宵宮に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名称	24 レッツウォークお山参詣開催
事業主体	弘前市
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和 59 年度～令和 10 年度
事業位置	弘前市岩木地区
事業概要	重要無形民俗文化財であるお山参詣を市民や観光客が体験できるよう、一般の人が参加できる「レッツウォークお山参詣」を開催する団体へ助成を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要無形民俗文化財であるお山参詣を市民や観光客が体験できるようになることにより、お山参詣に見る歴史的風致の理解及び地域の魅力の再発見につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

[参 考 資 料]

国指定文化財

令和７年(2025)3 月 1 日現在

文化財の種別／指定区分	名称等	年代	員数	※1 指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	最勝院五重塔　附　旧伏鉢一個分 旧露盤一個	寛文 7(1667)	1 基	明41・ 4・23	銅屋町	最勝院
	岩木山神社　楼門	寛永 5(1628)	1 棟	明41・ 4・23	百沢字寺沢	岩木山神社
	拝殿	寛永17(1640)	1 棟	明41・ 4・23	百沢字寺沢	岩木山神社
	本殿、奥門、端垣、中門	元禄 7(1694)	4 棟	昭46・ 6・22	百沢字寺沢	岩木山神社
	長勝寺三門　附　棟札一枚	寛永 6(1629)	1 棟	昭11・ 9・18	西茂森一丁目	長勝寺
	弘前八幡宮　本殿　附　棟札三枚	慶長17(1612)	2 棟	昭11・ 9・18	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	唐門　附　棟札二枚	〃				
	弘前城天守　附　棟札二枚 二の丸辰巳櫓　附　棟札一枚 二の丸未申櫓　附　棟札一枚 二の丸丑寅櫓 二の丸南門 二の丸東門 三の丸追手門 北の郭北門(亀甲門)	文化 7(1810) 慶長16(1611)	8 棟	昭12・ 7・29	下白銀町	弘前市
	誓願寺山門	(伝)慶長元(1596)	1 棟	昭13・ 8・26	新町	誓願寺
	東照宮本殿　附　棟札三枚	寛永 5(1628)	1 棟	昭28・11・14	笹森町	弘前市
	津軽為信霊屋	江戸時代初期	1 棟	昭28・11・14	藤代一丁目	革秀寺
	弘前城三の丸東門	慶長16(1611)	1 棟	昭28・11・14	下白銀町	弘前市
	熊野奥照神社本殿　附　棟札五枚	慶長18(1613)	1 棟	昭29・ 9・17	田町四丁目	熊野奥照神社
	旧第五十九銀行本店本館　附　棟札一枚	明治37(1904)	1 棟	昭47・ 5・15	元長町	弘前市
	石場家住宅　附　板塀一棟	江戸時代中期	1 棟	昭48・ 2・23	亀甲町	個人
	弘前学院外人宣教師館	明治39(1906)	1 棟	昭53・ 1・21	稔町	(学)弘前学院
	長勝寺御影堂　附　厨子及び須弥壇一具 銘札一枚	寛永 6(1629)	1 棟	昭61・ 1・22	西茂森一丁目	長勝寺
	津軽家霊屋 環月臺、表門・玉垣　附　扁額一面 旧野地板一枚 銘札三枚	寛文12(1672)	5 棟	昭61・ 1・22 平 5・ 8・17 表門・玉垣 追加	西茂森一丁目	長勝寺
	碧巌臺、表門・玉垣	寛永 8(1631)				
	明鏡臺、表門・玉垣	寛永15(1638)				
	白雲臺、表門・玉垣　附　銘札四枚	明暦 2(1656)				
	凌雲臺、表門・玉垣　附　棟札三枚・銘札一枚	宝暦 3(1753)				
	長勝寺本堂 庫裏	(伝)慶長16(1611)	2 棟	平 5・ 8・17	西茂森一丁目	長勝寺
	革秀寺本堂	(伝)慶長15(1610)	1 棟	平 5・ 8・17	藤代一丁目	革秀寺
	旧弘前偕行社　附　門柱及び煉瓦塀 棟札一枚	明治40(1907)	1 棟	平13・ 6・15	御幸町	弘前市
	高照神社　本殿、中門、西軒廊、東軒廊、拝殿及び幣殿、随神門、廟所拝殿、廟所門、津軽信政公墓	正徳元年～文化12年	8 棟 2 基	平18・ 7・ 5	高岡字神馬野 高岡字獅子沢	高照神社ほか

国指定文化財

文化財の種別／指定区分	名称等	年代	員数	※1 指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
	建造物					
	旧弘前藩諸士住宅	江戸時代中期	1 棟	平28・ 2・ 9	若 党 町	弘 前 市
	木村産業研究所	昭和7(1932)	1 棟	令 3 ・ 8 ・ 2	在 府 町	木村産業研究所
	工芸品					
	太刀 銘 友成作	平安末期～鎌倉初期	1 口	大14・ 4・24	高岡字神馬野	高 照 神 社
	太刀 銘 真守	鎌倉中期～末期	1 口	大15・ 4・19	高岡字神馬野	高 照 神 社
	銅鐘 嘉元四年八月一五日大檀那崇演ノ銘アリ	嘉元 4(1306)	1 口	昭16・11・ 6	西茂森一丁目	長 勝 寺
	刀 無銘 伝 来国光	鎌倉末期～南北朝前期	1 口	昭34・12・18	土 手 町	個 人
	考古資料					
	砂沢遺跡出土品	弥 生 前 期	1 点	平12・12・ 4	上 白 銀 町	弘 前 市
	猪形土製品	縄 文 後 期	1 件	平23・ 6・27	上 白 銀 町	弘 前 市
無形文化財						
	工芸技術					
	津軽塗		1 件	平29・10・ 2	賀 田	津軽塗技術保存会
民俗文化財						
	無形の民俗文化財					
	弘前のねぷた		1 件	昭55・ 1・28	弘 前 市	弘前ねぷた保存会
	岩木山の登拝行事		1 件	昭59・ 1・21	弘前市ほか	お山参詣保存会
記念物						
	遺跡					
	津軽氏城跡 堀越城跡 弘前城跡 弘前城 長勝寺構 新寺構	慶長16～慶安 3 (1611～50)		昭27・ 3・29 昭60・11・15 堀越城跡追加	下白銀町ほか	弘前市ほか
	大森勝山遺跡	縄 文 晩 期		平24・ 9・19	大森字勝山	弘前市ほか
	名勝地					
	瑞楽園	明治23(1890)	4871.91 ㎡	昭54・ 5・31	宮舘字宮舘沢	弘 前 市
	成田氏庭園	昭和7(1932)	341 ㎡	令2・ 3・10	樹木一丁目	個 人
	對馬氏庭園	明治20年代後半	5979.96 ㎡	令2・ 3・10	折笠字宮川	個 人
	須藤氏庭園(青松園)	明治時代末	9120.35 ㎡	令2・ 3・10	前坂字船山	個 人
	動物、植物、地質鉱物					
	カモシカ			昭30・ 2・15	地域を指定せず	
	コウノトリ			昭31・ 7・19	地域を指定せず	
伝統的建造物群						
	※2					
	弘前市仲町伝統的建造物群保存地区		約10.6ha	昭53・ 5・31	若党町ほか	弘前市ほか

※1 昭和25年以前は、国宝保存法による指定であり、昭和4年以前は古社寺保存法による指定である。
※2 重要伝統的建造物群保存地区選定

県指定文化財

文化財の種別／指定区分	名称等	年代	員数	指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	久祥院殿位牌堂	元禄 6(1693)	1 棟	昭30・ 1・ 7	西茂森二丁目	隣 松 寺
	三尊仏及びその厨子堂	慶長15(1610) 寛永15(1638)	1 棟	昭32・ 1・11	西茂森一丁目	長 勝 寺
	旧岩田家住宅 附 門 一棟 土地 一筆	寛政年間末～ 文化年間 (1800前後)	1 棟	昭60・ 4・27	若 党 町	弘 前 市
	旧東奥義塾外人教師館	明治33(1900)	1 棟	平 5・ 1・22	下 白 銀 町	弘 前 市
	旧弘前市立図書館	明治39(1906)	1 棟	平 5・ 1・22	下 白 銀 町	弘 前 市
	熊野宮本殿 附 棟札三枚	慶長20(1615)	1 棟	平 5・ 1・22	茜 町 一 丁 目	熊 野 宮
	日本聖公会弘前昇天教会 教会堂 附 聖鐘一口	大正 9(1920)	1 棟	平 5・ 4・16 平17・ 7・20	山 道 町	日本聖公会 弘前昇天教会
	巌鬼山神社本殿 附 厨子一基 棟札一枚	元禄 4(1691)	1 棟	平 5・ 4・16	十腰内字猿沢	巌 鬼 山 神 社
	旧青森県尋常中学校本館 附 棟札一枚	明治27(1894)	1 棟	平 5・ 7・19	新 寺 町	青 森 県
	日本基督教団弘前教会教会堂	明治39(1906)	1 棟	平 5・ 7・19	元 寺 町	日本基督教団 弘 前 教 会
	袋宮寺本堂	宝永 元(1704)	1 棟	平 6・ 4・25	新 寺 町	袋 宮 寺
	円明寺本堂	明和 元(1764)	1 棟	平 6・ 4・25	新 寺 町	円 明 寺
	報恩寺本堂 附 棟札一枚	宝永 元(1704)	1 棟	平 6・ 4・25	新 寺 町	報 恩 寺
	本行寺護国堂	享保 元(1716)	1 棟	平 7・ 4・19	新 寺 町	本 行 寺
	旧伊東家住宅	19世紀初頭	1 棟	平17・ 3・14	若 党 町	弘 前 市
	岩木山神社社務所	弘化 4(1847)	1 棟	平23・ 8・19	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	乳井神社の五輪塔	鎌倉時代	1 基	令 4・ 4・13	乳 井	乳 井 神 社
	旧石戸谷家住宅	江戸時代末期	1 棟	令 6・ 4・ 8	川 合 字 岡 本	弘 前 市
絵画						
	絹本著色当麻曼荼羅図	鎌倉時代 (14世紀前半)	1 幅	平 3・ 3・13	新 寺 町	貞 昌 寺
	新井晴峰筆 紙本著色観桜観楓図屏風	江戸時代後期	1 双	平16・ 1・21	下 白 銀 町	弘 前 市
	紙本著色弘前八幡宮祭礼図巻	19 世紀前半	5 巻	令 2・ 9・ 4	下 白 銀 町	弘 前 市
	絹本著色阿弥陀如来像	室町時代	1 幅	令 5・ 4・12	新 寺 町	法 源 寺
彫刻						
	舞楽面	鎌倉～南北朝	3 面	昭31・ 5・14	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	木彫阿弥陀如来立像	室町時代末期頃 (1500前後)	1 軀	昭31・ 5・14	新 寺 町	西 光 寺
	薬師如来三門本尊	江戸時代初期	1 軀	昭32・ 1・11	西茂森一丁目	長 勝 寺
	津軽為信木像	慶長12(1607)	1 軀	昭32・ 1・11	西茂森一丁目	長 勝 寺
	十一面観世音立像	延宝 5(1677)	1 軀	昭33・ 6・25	新 寺 町	袋 宮 寺
	十一面観音像	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭37・ 6・29	新 寺 町	西 福 寺
	地蔵像	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭37・ 6・29	新 寺 町	西 福 寺
	阿弥陀如来像	江戸時代以前	1 軀	昭37・ 6・29	下 白 銀 町	吉 祥 寺
工芸品						
	短刀 銘 波岡森宗／奥州津軽	大永年間以降 (1521～)	1 口	昭31・ 5・14	在 府 町	個 人
	釣燈籠	室町中期	1 個	昭31・ 5・14	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社
	日本刀 銘 相州住綱廣	江戸時代初期	1 口	昭31・ 5・14	百 沢 字 寺 沢	岩 木 山 神 社

市指定文化財

文化財の種類	名称等	年代	員数	※指定年月日	所在地	所有者
有形文化財						
建造物						
	黒門	江戸時代中期	1 棟	昭53・ 3・30	西茂森一丁目	長 勝 寺
	栄螺堂	天保10(1839)頃	1 棟	昭54・ 2・ 1	西茂森二丁目	蘭 庭 院
	揚亀園揚亀庵	明治16(1883)	1 棟	平 2・10・20	亀 甲 町	個 人
	乳井神社社殿(旧毘沙門堂)	明暦 元(1655)	1 棟	平10・11・27	乳 井	乳 井 神 社
	旧小山内家住宅	文久 3(1863)	1 棟	平13・11・ 9	清 水 富 田	弘 前 市
	旧青森銀行津軽支店	明治16(1883)	1 棟	平14・ 1・30	百 石 町	弘 前 市
	旧藤田家住宅(太宰治学生時代の下宿) 附棟札一枚	大正10(1921)	1 棟	平18・ 3・24	御 幸 町	弘 前 市
	藤原信政公霊所(瑞垣・木柵)		2 棟	昭61・ 1・ 8	高岡字神馬野	個 人
	高照神社 文庫	享保 5(1720)	1 棟	平 7・11・ 9	高岡字神馬野	高 照 神 社
	高照神社 神饌殿	18世紀半ば	1 棟	平13・10・15	高岡字神馬野	高 照 神 社
	平川家住宅	江戸時代中期	1 棟	平29・ 4・14	若 党 町	個 人
	普門院本堂	安永 4(1775)	1 棟	令３・５・２５	西茂森二丁目	普 門 院
絵画						
	津軽為信公画像 寛永四年清巌宗渭ノ讃アリ	寛永 4(1627)	1 幅	昭38・ 3・20	藤 代 一 丁 目	革 秀 寺
	紙本墨画淡彩松に虎の図	16世紀以前	1 幅	昭56・ 7・13	亀 甲 町	個 人
	刺繍両界曼荼羅	江戸時代後期	2 幅	平11・10・27	笹 森 町	薬 王 院
	屏風	江戸時代中期	1 双	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社
	信政公葬送図絵巻	天保 4(1833)	1 巻	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社
	甲州廿四将之図	19世紀	1 幅	平 4・ 1・31	高岡字神馬野	高 照 神 社
	お山参詣図襖絵	19世紀	4面1式	平15・ 3・28	下 白 銀 町	弘 前 市
	~~絹本著色阿弥陀如来像~~	~~室町時代~~	~~1 幅~~	~~平26・ 7・ 4~~	~~新 寺 町~~	~~法 源 寺~~
	紙本著色元三大師縁起絵巻・慈源大師縁起絵巻 附箱	享保10(1725)	9 巻	平26・ 7・ 4	新 寺 町	報 恩 寺
	絹本墨画淡彩返魂香之図 附箱・游魂図説	天明元(1781)	1 幅	令３・５・２５	坂元字山元	久 渡 寺
彫刻						
	木造豊太閤坐像		1 軀	昭38・ 3・20	藤 代 一 丁 目	革 秀 寺
	木造十一面観音坐像	天正 5(1577)	1 軀	昭38・ 3・20	石川字大仏	大 仏 院
	木造不朱塗獅子頭	江戸時代初期	1 頭	昭39・ 6・ 5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	木造素木龍頭	江戸時代初期	1 頭	昭39・ 6・ 5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	木造釈迦涅槃像 附 胎内納入文書二三葉	延宝 8(1680)	1 軀	昭53・ 9・30	新 寺 町	貞 昌 寺
	石造狛犬 銘 斎籐平左エ門吉林刻 寛文四年卯月吉日	寛文 4(1664)	阿 吽 1 対	昭39・ 6・ 5	八幡町一丁目	弘前八幡宮
	石造狛犬 銘 奉納 源朝臣金吉安 寛文四年卯月吉日	寛文 4(1664)	阿 吽 1 対	昭49・10・26	田町四丁目	熊野奥照神社
	石造狛犬 銘 奈良岡権右衛門口温刻 寛文四年卯月吉日	寛文 4(1664)	阿 吽 1 対	昭50・ 4・17	桜庭字外山	多 賀 神 社
	十一面観音像(円空仏)	寛文6または7 (1666・7)	1 軀	昭59・ 2・ 2	西茂森二丁目	普 門 院
	石造両界大日如来坐像	宝暦 8(1758)	2 軀	昭62・ 1・21	津賀野字岡本	便 心 寺
	木造津軽信明坐像 附 體孝院殿御肖像殿 棟札一枚 御厨子 棟札一枚	天保 6(1835)	1 軀	平 8・12・ 3	新 寺 町	報 恩 寺
	木造津軽寧親坐像 附 御厨子 御神鏡	文政 8(1825)	1 軀	平 8・12・ 3	新 寺 町	報 恩 寺
	木造金剛力士立像	承応 2(1653)	1 軀	令 6・ 7・29	銅 屋 町	最 勝 院

国登録文化財

区分	名称等	年代	員数	登録年月日	所在地	所有者
建造物						
	旧第八師団長官舎	大正 6(1917)	1 棟	平15・7・17	上白銀町	弘前市
	旧藤田家別邸 洋館	大正10(1921)	1 棟	平15・7・17	上白銀町	弘前市
	和館	昭和12(1937)	1 棟			
	倉庫(考古館)	大正10(1921)	1 棟			
	冠木門及び両袖番屋	大正11(1922)	1 棟			
	旧弘前無尽社屋(三上ビル)	昭和 2(1927)	1 棟	平15・7・17	元寺町	個人
	旧制弘前高等学校外国人教師館	大正14(1925)	1 棟	平17・ 8・ 2	文京町	国立大学法人弘前大学
	石場旅館	明治12(1879)推定	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	個人
	翠明荘(旧高谷家別邸) 洋館	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	(株)タイキファーマシー
	翠明荘(旧高谷家別邸) 日本館	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	(株)タイキファーマシー
	翠明荘(旧高谷家別邸) 奥座敷	昭和28(1953)	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	(株)タイキファーマシー
	翠明荘(旧高谷家別邸) 土蔵	昭和28(1953)	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	(株)タイキファーマシー
	翠明荘(旧高谷家別邸) 門	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	(株)タイキファーマシー
	翠明荘(旧高谷家別邸) 四阿	昭和 9(1934)	1 棟	平24・ 2・23	元寺町	(株)タイキファーマシー
	弘前市庁舎本館	昭和33(1958)	1 棟	平27・ 8・ 4	上白銀町	弘前市
名勝地関係						
	揚亀園	明治後期～大正	1 園	平19・ 7・26	亀甲町	個人
	旧菊池氏庭園(弘前明の星幼稚園庭園)	大正末期～昭和初期	1 園	平19・ 7・26	紺屋町	(学)明の星学園
	丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	明治15(1882)	1 園	平31・ 2・26	葛原字大柳	個人

※告示の日をもって登録日とした